

託児事業の特質

朝 原 梅 一

大正十五年四月發布されました幼稚園令と共に文部省から發せられました、訓令第九號の趣旨をよく承知いたしますと、今更託児事業の特質を述べる必要もない様に、新幼稚園令は從來の託児所の内容をも充分に含められて居る様に思はれますが、在來の習慣と云ふものは恐しい強い力を以て居りまして、新幼稚園令の趣旨に叶ふた保育をされることが甚だ妙いのを遺憾といたしますし、また託児所にあきまして、経費不足の關係から、本來の使命を外にして、舊令の幼稚園の内容のみの様な保育を行ふて居るものもあると思はれます、それありますから、託児所も本來の使命を果すことを努め、幼稚園も新令の趣旨に添ふ様に努力しなければならぬと思ひます、それで茲に改めて託児事業の特質を少し述べたいと思ふのであります。

× × ×

託児事業とは何であるかと申しますとその託児事業にも農繁期漁繁期等の一時的のものもありますが、こゝに常設的な託児所を主として考へて見ますと、「經児所は幼児ヲ保育シテ其心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フト共ニ其ノ家庭ノ生活ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス」とで

も申して好いかと思ひます。その目的に就きましては幼児を保育することは幼稚園と同じであります。その家庭の生活を向上せしむると云ふ所に一般な幼稚園保育と少し異つた所があると考へます。その家庭生活を向上いたします方法と致しまして、兩親の足手軽ひとなる幼児を朝早くから、夕方まで預りまして、親達は後顧の憂なく、終日労働に從事いたして、それに依りまして家庭の收入を増し家計をより樂にして、多少なりとも貯金でも出来る様に導くことあります。これが物質的な家庭生活の向上になります。それからまた、子供を放棄して置きますと、面白くない風習に感染いたしますのに託児所に來て、健全なる發達を遂げると云ふことは、幼児自らの精神向上の基礎となるのは申すまでもなく、それに伴はれて家庭の親達の精神生活を、向上して行くことになります。殊に精神生活の向上を計るために頻繁に催されます。母の會等におきましては、正しい育児法を授けましたり、或是保健衛生及び經濟等の知識を普及することは、親達の常識を増すことであり、それによりまして幼児の美しい生活向上の新芽を育てる事になります。かくして託児所は幼児の將來を幸福ならしめる芽萌を育てると共に家庭生活を向上せしめ、その向上の思想は隣の家庭から隣への家庭へと傳播して託児所の對象地區民一般の生活をも向上することになるのであります。

× × ×

託児所が晝間働きに出る家庭の幼児を預つて兩親に安心させて働くためには、朝早く、労働に出る前から預つて、一日の労働を終つて、夕方歸つて来るまで預つて保育しなければなりません、こゝに於て、朝八時から九時頃から保育を始めまして、午後一時か二時まで保育する幼稚園などと大に異なる所であります。この様に長時間に亘つて保育いたします場合には午前一度午後一度位はおやつを與へる必

要が生じて來るのです。時とすると、夕方遅くなると幼児のために晩飯の用意をしてやらなければならぬことがあるかも知れません。けれどもこゝに問題となるのは保育料のことでありまして、この様にちやつなどが必要になつて、幼稚園よりも多くの経常費を必要とするからと云つて労働者の家庭では幼稚園に行くよりもより以上に保育料を出さなければなりませんが、現在の労働者の生活状態では多額の保育料は負擔することの出來ない状態にあるのであります。幼稚園では保育料二圓乃至五圓を徴收する園が普通の様であります。託児所では日納は三錢乃至五錢であります。月納は一圓乃至一圓二十錢が一番多い様であります。そこで官公衛の經營は何等困難はありませんが、私設の園體ではその維持費に、困つて居りました所から、從來はその經營を助ける意味に於て、基礎鞏固な團體に對しましては、宮内省の御下賜金及び國庫（内務省）府縣、市町村恩賜財團、慶福會等から社會事業獎勵助成金を交付され、その外に託児所後援會其他の寄附金がありまして、これを經費に充て、託児の家庭から徴收する保育料は主なる経費になつて居なかつたのでありましたが、近年特に篤志家の寄附金が減少し交付金も減額する等のこともありまして託児所の經營難に陥りまして、段々保育料を増額して、甚しきは幼稚園に變つて終ふ様なものもあり、保育時間を短縮して、ちやつ（間食）を與へない様な傾向のものもあります。こうして託児所とか保育園とか申しましても内容は昔の幼稚園のとて、幼稚園令に依らない幼稚園的なものが非常に多くなつて行く傾向があります。こうした保育事業ではこゝに主張しやうといたします、本筋の託児事業の使命を果すことは出來ないのであります。

×

×

×

更に保育すべき幼児そのものに就いて考へて見ますと、幼稚園の様に年齢が揃ふて居りません。託児

所の使命を果す託児所は極めて年齢が不揃で、終了式などを見ると、満六年で小学校に入學するのに、五年間保育、四年間保育、三年間保育等はざらにあるのでありますて、如何に家庭で世話のやける幼児が長い間託児所で保育されたかと知られます。またつまらぬことではありますが、幼児の服装などに就いて見ましても、和服のものもあれば洋服のものもあり、時には季節はづれのものを着て居るものもありそれが各々相當洗濯と、繕ひとを要するものが多いであります。それを保母さんなどが氣にして、美しいもの、こぎつぱりしたものにしやうといたしますと、そう出来ない家庭の幼児は服装の點から気が引けて、託児所に来るのを嫌ふやうになるのであります、だから託児所で上靴や、上草履でも揃へることとは出来ません、何時でも種々雑多な思ひもひのものを持つて居り、寒中でも素足で居るものもあると云ふ始末で、言葉通りの千差萬別を如實に表して居るのであります。こうした状態も外觀から知るとの出来る託児所の違つた所であると思ひます。

ところが幸なことには極めて小さい、また言葉も充分に發しない幼児時代から託児所に預つた幼児は保母にくくなづきまして、極めて素直でありまして保育上で誠に都合が好いので甚だ惠まれる譯であります。それに引き換へて、四歳五歳の時代まで野放ちの様に育てられて居た幼児を新に預りますと、それ等が外の幼児の保育を妨げる様な場合もあります。それで小さい幼児時代から預ることが家庭からも、幼児からも、託児所からも好都合であり、使命を完ふすることになるのであります、従ひまして、保育におきましても、幼稚園の様に遊戯や、唱歌や、手技、自由遊び等で完うすることが出来ませんで、お湯に入れたり爪を切つてやつたり髪をとひてやつたり湿疹などの手當をしてやつたり、ほころびを縫ふてやつたり甚しきは着物の洗濯をしてやる必要もあるのでありまして本當に慈愛に満ちたお母さんの働く

きをしなければならんのが託児所の保育であります。

× × ×

託児所はこうして労働者の家庭のお母さんに代つて幼児を保育するのでありますからこうした行き届いた保育をして頂きますと、家庭のお母さんは、自分が幼い子供にでもなつた様に保姆さんに自分が保育されて居るとしても思ふ様に大きなお母さんとして、尊敬して家庭の出来事の相談を持ち込んで來るのであります。時には家庭の破壊されんとする安全辨になることもあります。学校教育の指導者となることもあれば、時には子供の着物の買ひ入れの相談にまであづかつたりする。ともあるのであります。幼児の家庭と託児所の保姆さんがこうしてしつくりと聯絡が取れまして、幼児が持つて居る身體と精神とを健全に發達させやうとするばかりでなく、家庭の生活が物質的に精神的に、向上する様になるのであります。託児所がその使命として向上させなければならぬ對象地區をもつと云ふ様になつて行くのであります。託児所がその目的を達するため以上のように託児所を出して學校へ入つた子供のため兒童俱樂部とか簡易圖書室とか、附近及在所の幼児ために健康相談所を設けると安全な遊び場としての兒童遊園を設けるとか云ふ様な附帶事業を必要とするのであります。それはなかなか理想通りには參りませんで現在では託児所の機能も充分に發揮することが出來ないのであります。けれども將來は純然たる託児所と、幼稚園に類似した託児所とが明に區別されなければならぬと思ひます。そして託児所と云ふものゝ本當の使命を果すことの出来るものを、もつと重要視しなくてはならぬと思ひます。